

令和7年度

消費者行政の概要

(6年度実績)

習志野市消費生活センター



習志野市ご当地キャラクター

ナラシド♪

ソラシノ♪

目次

I 消費者行政の概要

1. 消費者行政のあゆみ…………… 1
2. 消費生活センター事業概要…………… 4
3. 組織及び事務分掌…………… 4

II 消費者の権利の尊重と自立支援

1. 消費生活相談の概要…………… 5
2. クーリング・オフガイド…………… 8
3. 内容証明郵便について…………… 10
4. 未成年者契約の取消し…………… 11
5. 家庭用品品質表示法等による立入検査…………… 12
6. 多重債務問題対策…………… 13

III 消費者啓発

1. 啓発用パネル展示、パンフレットの配布…………… 14
2. 広報紙等掲載による啓発…………… 14
3. 消費生活メモ…………… 15
4. まちづくり出前講座等…………… 18
5. 令和6年度 習志野市消費生活パネル展…………… 18
令和6年度 消費生活パネル展展示写真…………… 19

IV 計量器定期検査

1. 計量器定期検査…………… 20

V 資料

- 習志野市消費生活センターの設置並びに組織及び運営に関する条例…………… 21
- 施行規則…………… 22

- ◎ 消費生活相談・まちづくり出前講座…………… 23

I 消費者行政の概要

1 消費者行政のあゆみ

年 度	内 容
昭和42 年	民生部経済課に商工観光係を設置 習志野市消費生活モニター制度発足 習志野市消費生活モニター設置要綱施行
43 年	第1回習志野市みんなの消費生活展開催 消費者保護基本法制定(現消費者基本法)(昭和43年5月30日公布・施行)
44 年	民生部産業課産業係に変更 安売りの日対策協議会設置
45 年	国民生活センター設置(国) 県委嘱による消費生活苦情相談窓口設置 習志野市主婦の消費生活研究会発足
46 年	産業交通課に課名変更 消費生活モニターによる買物動向調査実施
47 年	消費生活モニターによる小売価格調査実施(毎月)
48 年	産業振興課産業振興係に変更 消費生活用製品安全法(昭和48年6月6日公布)
49 年	習志野市主婦の消費生活研究会を習志野市消費生活研究会に変更
50 年	産業振興課消費生活係に変更 消費生活通信講座の開催
53 年	民生部商工農政課流通対策係に変更
54 年	習志野市消費生活センター設置 習志野市消費生活センターの設置及び運営に関する要綱施行 習志野市消費生活センターオープン記念講演会の開催 市委嘱による消費生活苦情相談の開始
55 年	県からの権限委譲事務により立入検査を実施(消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法、電気用品取締法)
59 年	民生経済部商工振興課商工労政係に変更 国民生活センター、全国消費生活情報ネットワークシステム「PIO-NET」運用開始
61 年	習志野市消費生活センター、サンロード津田沼ビル6階へ移転
63 年	第1回消費者月間(5月(国))
平成元 年	経済環境部商工振興課企画係に変更
3 年	経済環境部商工振興課消費生活係に変更 消費生活専門相談委員資格認定試験実施(国)
4 年	千葉県消費者情報オンラインネットワークシステムに加入 計量法(平成4年5月20日公布・平成5年11月1日施行)
5 年	計量器指導を県からの権限委譲事務により実施
6 年	消費生活係が企画政策部まちづくり推進課へ移管 食品衛生法施行規則等改正
7 年	旅行業法、食品衛生法、栄養改善法、保険業法改正

10年	千葉県消費者情報オンラインネットワークシステムの更新
11年	習志野市消費生活相談員設置基準内規施行 消費生活用製品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引に関する法律、電気用品取引法(電気用品安全法に改称(PSCマークの導入))、ガス事業法の改正
12年	消費者契約法(平成12年5月12日公布・平成13年4月1日施行) 訪問販売法(特定取引に関する法律と改称)、月賦販売法改正 地方自治法一部改正により消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法、電気用品取締法による立入検査を県条例による特例処理により、本市が実施 特定商取引法、電子契約法施行
13年	習志野市消費生活相談員設置基準内規の一部改正施行 習志野市消費生活センターの設置及び運営に関する要綱の一部改正施行 電気用品取締法から電気用品安全法に改称され施行、金融商品販売法施行 千葉県消費者情報オンラインネットワークシステムの更新
15年	個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日公布・平成17年4月1日施行) 食品安全基本法(平成15年5月23日公布・平成15年7月1日施行) 食品安全関連5法公布 健康増進法(本文:平成15年5月1日施行・ただし書:平成16年8月1日施行) 習志野市消費生活モニター設置要綱の廃止 消費税が総額表示に変更
16年	特定商取引法改正 行政規制の強化と民事ルールの整備 消費者保護基本法を改正し消費者基本法として公布・施行 消費生活センターが総務部生活安全室まちづくり推進課へ移管 消費生活相談カード直接作成システム端末機の設置
17年	個人情報の保護に関する法律(4月1日施行) 食育基本法(平成17年6月17日公布・同年7月15日施行)、JAS法改正 千葉県消費者情報オンラインネットワークシステム更新
18年	改正貸金業規制法、出資法、利息制限法公布 習志野市多重債務問題対策庁内連絡会設置要綱の施行
19年	長期使用製品安全表示制度が改定され4月1日施行
20年	特定商取引法、割賦販売法改正(平成21年12月施行)
21年	消費者安全法施行(平成21年9月1日施行) 消費者庁設立(平成21年9月1日) 習志野市消費生活センターの設置及び運営に関する要綱の改正 習志野市消費生活相談員設置基準内規の廃止 習志野市消費生活センター設置の公示 「消費生活センター」を「消費生活係」に変更
22年	PI0-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)2010導入
23年	まちづくり推進課が市民経済部へ移管、「協働まちづくり課」に課名変更

24 年	地域主権一括法により、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく立入検査の権限を県より委譲 習志野市消費生活センターがサンロード津田沼ビル6階から4階に移転(9月) 災害対応事業(市民から持込まれる食品等放射性物質検査)11月から開始
25 年	食品表示法制定(平成25年6月28日公布)
26 年	習志野市消費生活センターの設置及び運営に関する要綱の改正 相談窓口の強化の相談体制を充実(相談時間を9時30分から16時に変更)
27 年	PI0-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)2015刷新 食品表示法施行(平成27年4月1日施行)
28 年	「習志野市消費生活センターの設置並びに組織及び運営に関する条例」及び施行規則を制定(「習志野市消費生活センターの設置及び運営に関する要綱」を廃止) 相談窓口強化のため毎月の第2土曜日を開所 習志野市消費生活センターを「協働経済部市民広聴課」の外部機関に位置づけ、センター長を配置 家庭用品品質表示法に基づく繊維製品品質表示規定の改正により洗濯表示変更
29 年	改正消費者契約法施行(平成29年6月3日施行) 改正特定商取引法施行(平成29年12月1日施行)
30 年	成年年齢を20歳から18歳に引き下げる民法改正(令和4年4月1日施行) 消費者契約法の一部改正(令和元年6月15日施行) ギャンブル等依存症対策基本法公布(平成30年10月5日施行)
令和元年	食品ロスの削減の推進に関する法律施行(令和元年10月1日施行)
令和 2年	食品表示法の一部改正(4月1日施行) (1)一般用の加工食品および一般用の添加物の栄養成分表示の義務化 (2)アレルギー表示の変更 (3)「機能性表示食品」制度の新設 (4)全ての加工食品(輸入品を除く)に原料原産地の表示が義務付けられる。 災害対応事業(市民から持込まれる食品等放射性物質検査)終了
令和 3年	PI0-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)2020刷新 特定商取引法の一部改正(令和3年6月16日公布、令和4年6月1日施行) (1)通信販売の「詐欺的な定期購入商法」対策 (2)「売買契約に基づかないで送付された商品」対策(※令和3年7月6日施行) (3)消費者利益の擁護増進のための規定の整備
令和 4年	消費者契約法の一部改正(令和4年6月1日公布 令和5年6月1日施行) 不当勧誘…契約の取消権を追加・拡充 不当条項…免責の範囲が不明確な条項の無効 中途解約時の解約料…事業者が説明する努力義務を新設 ほか
令和 5年	消費者契約法の一部改正(令和5年6月1日施行) 消費者裁判手続特例法の一部改正(令和4年6月1日公布 令和5年10月1日施行)
令和 6年	消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律(令和6年6月26日公布) (1)インターネット取引の拡大への対応 (2)玩具等の子供用の製品の安全確保への対応のための措置を講じる。

2 消費生活センター事業概要

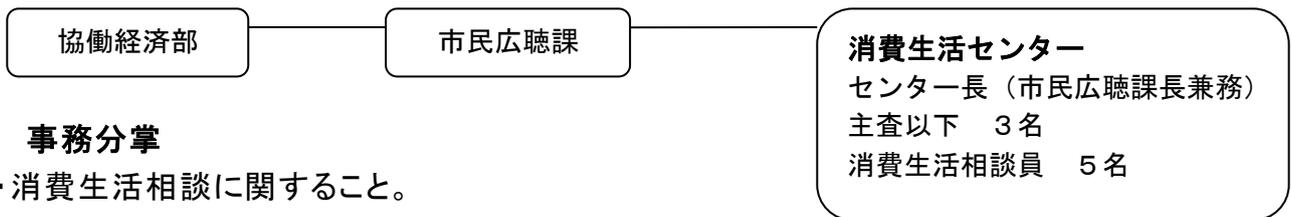
消費生活センターでは、多様化する現代社会における消費生活上の諸問題や苦情・相談の斡旋に努め、消費者の被害を未然に防ぐため、各種啓発や情報の収集・提供を行い、市民の消費生活の向上を図っています。

施設の概要

- (1) 名称 習志野市消費生活センター
- (2) 所在地 習志野市津田沼5丁目12番12号 サンロード津田沼4階
(昭和61年にサンロードに移転)
電話 047-489-5230 相談専用 047-451-6999
- (3) 開設年月日 昭和54年9月1日(平成28年4月1日条例により設置)
- (4) 開所時間 午前8時30分から午後5時まで
(休所日: 第2土曜日を除く土曜日、日曜日、祝日、年末年始)
- (5) 相談日 平日及び第2土曜日(除く第2土曜日以外の土曜日、日曜日、祝日、年末年始)
- (6) 相談時間 午前9時30分から午後4時まで

3 組織及び事務分掌

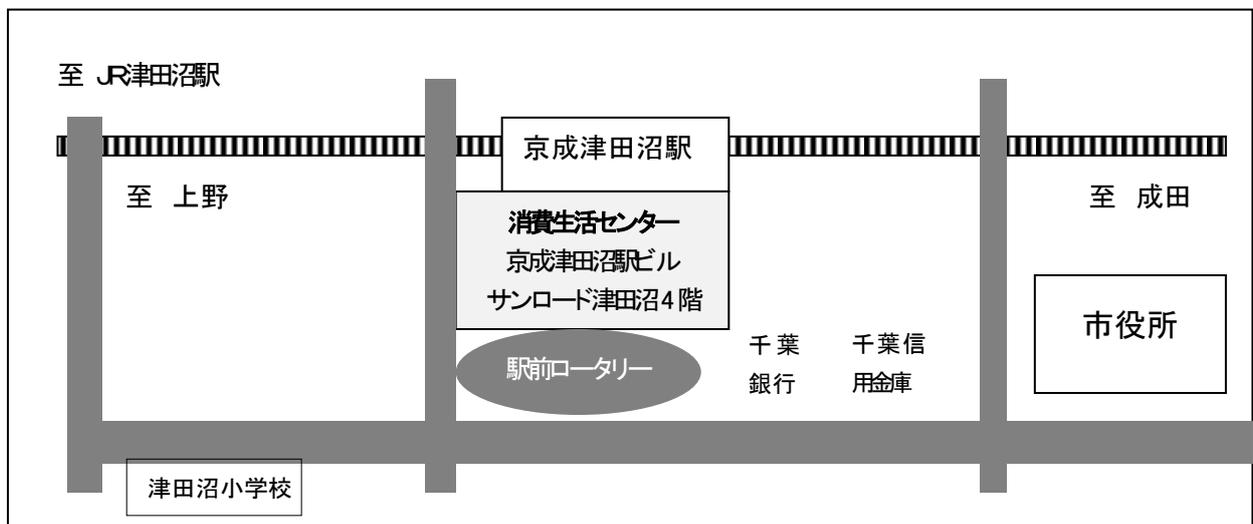
組織 平成28年4月1日 機構改革によりセンターを機関として設置



事務分掌

- ・消費生活相談に関すること。
- ・消費者問題に係る啓発に関すること。
- ・計量器に関すること。
- ・消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に関すること。

(案内図)



Ⅱ 消費者の権利の尊重と自立支援

1 消費生活相談の概要

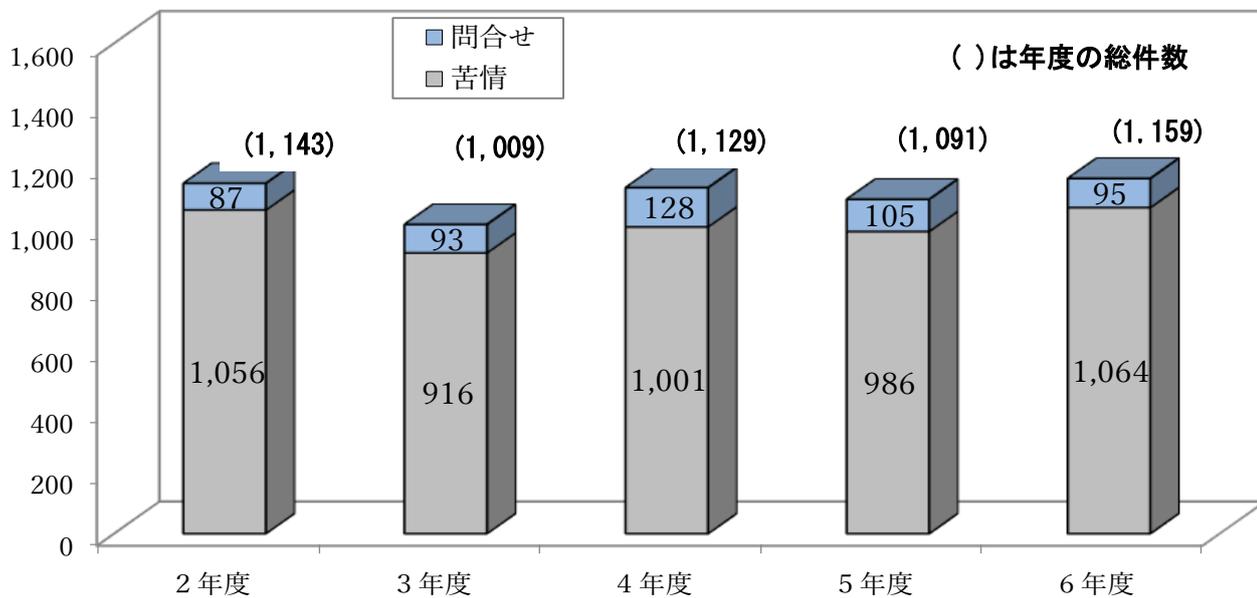
令和6年度の相談件数は1,159件となっています。

その内容は、「苦情」1,064件(91.8%)、「問合せ」95件(8.2%)でした。

契約当事者の内訳は、「男性」507件(43.8%)、「女性」573件(49.4%)、「不明」が79件(6.8%)でした。

また、契約当事者を年代別にみると「20歳未満・20歳代」129件(11.2%)、「30歳代」86件(7.4%)、「40歳代」88件(7.6%)、「50歳代」167件(14.4%)、「60歳代」144件(12.4%)、「70歳代以上」254件(21.9%)、となっており、昨年と同様に中高年齢者からの相談が多くなっています。

令和2年度から令和6年度までの相談受付件数
契約当事者の性別・年代別件数



(単位:件)

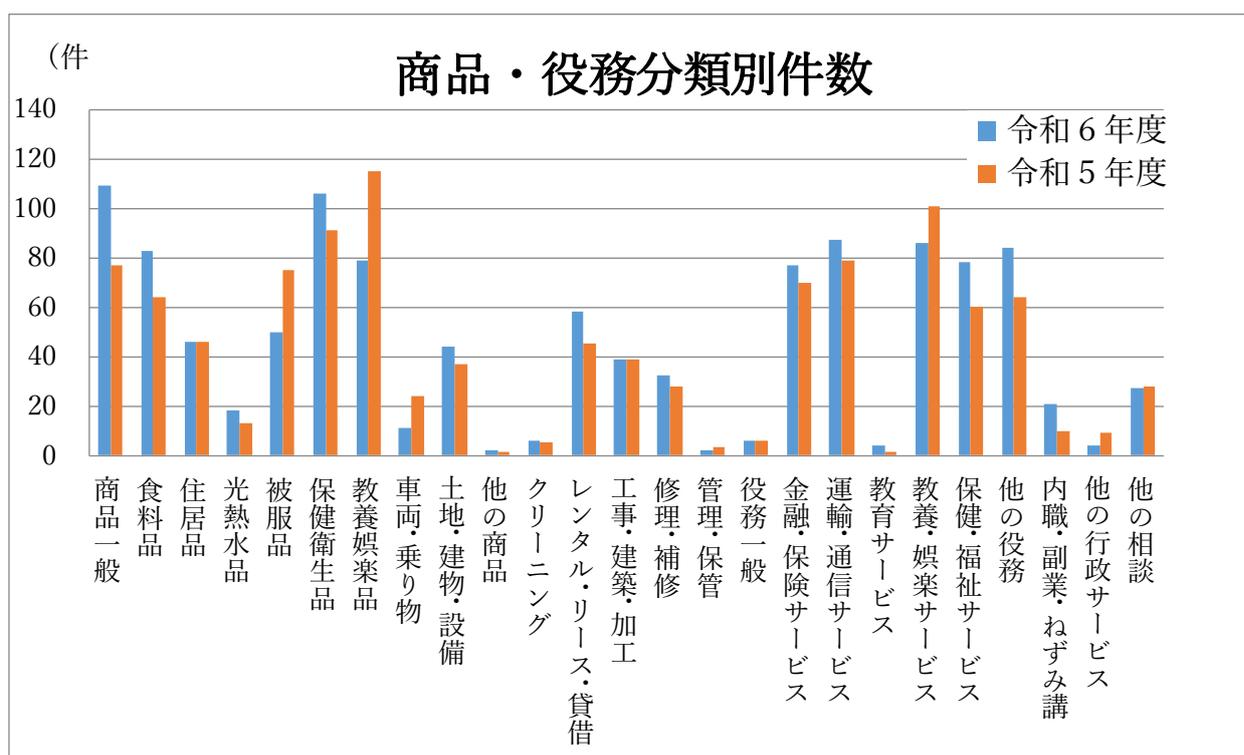
	令和6年度				令和5年度					
	男	女	不明	計	男	女	不明	計		
20歳未満	12	8	0	24	2.1%	9	9	0	18	1.7%
20歳代	50	59	0	110	9.5%	49	57	0	106	9.7%
30歳代	38	48	0	86	7.4%	61	48	0	109	10.0%
40歳代	40	48	0	88	7.6%	60	68	0	128	11.7%
50歳代	88	79	0	168	14.5%	75	76	0	151	13.8%
60歳代	73	71	0	144	12.4%	55	56	0	111	10.2%
70歳以上	117	137	0	256	22.1%	141	132	0	273	25.0%
その他・不明	89	123	79	283	24.4%	54	66	75	195	17.9%
計	507	573	79	1,159	(100%)	504	512	75	1,091	(100%)

商品・役務分類別件数

1, 159件の相談の内容は、「商品」に係る相談が548件(47.3%)、「商品関連役務」が137件(11.8%)、「役務」に係る相談が447件(38.6%)、他の相談が27件(2.3%)でした。

なお、相談内容の上位3位は、不審な電話、メール、身に覚えのない請求を受けたことなどによる「商品一般」109件(9.4%)、ネット通販での化粧品や健康食品購入等のトラブル「保健衛生品」106件(9.1%)、インターネット通信の契約変更などによる「運輸通信サービス」87件(7.5%)、となっています。(単位:件)

商品大分類	6年度	5年度	商品大分類	6年度	5年度
商品一般	109	77	管理・保管	2	3
食料品	83	64	商品関連役務計	137	120
住居品	46	46	役務一般	6	6
光熱水品	18	13	金融・保険サービス	77	70
被服品	50	75	運輸・通信サービス	87	79
保健衛生品	106	91	教育サービス	4	1
教養娯楽品	79	115	教養・娯楽サービス	86	101
車両・乗り物	11	24	保健・福祉サービス	78	60
土地・建物・設備	44	37	他の役務	84	64
他の商品	2	1	内職・副業・ねずみ講	21	10
商品計	548	543	他の行政サービス	4	9
クリーニング	6	5	役務計	447	400
レンタル・リース・賃借	58	45	他の相談	27	28
工事・建築・加工	39	39	総件数	1,159	1,091
修理・補修	32	28			

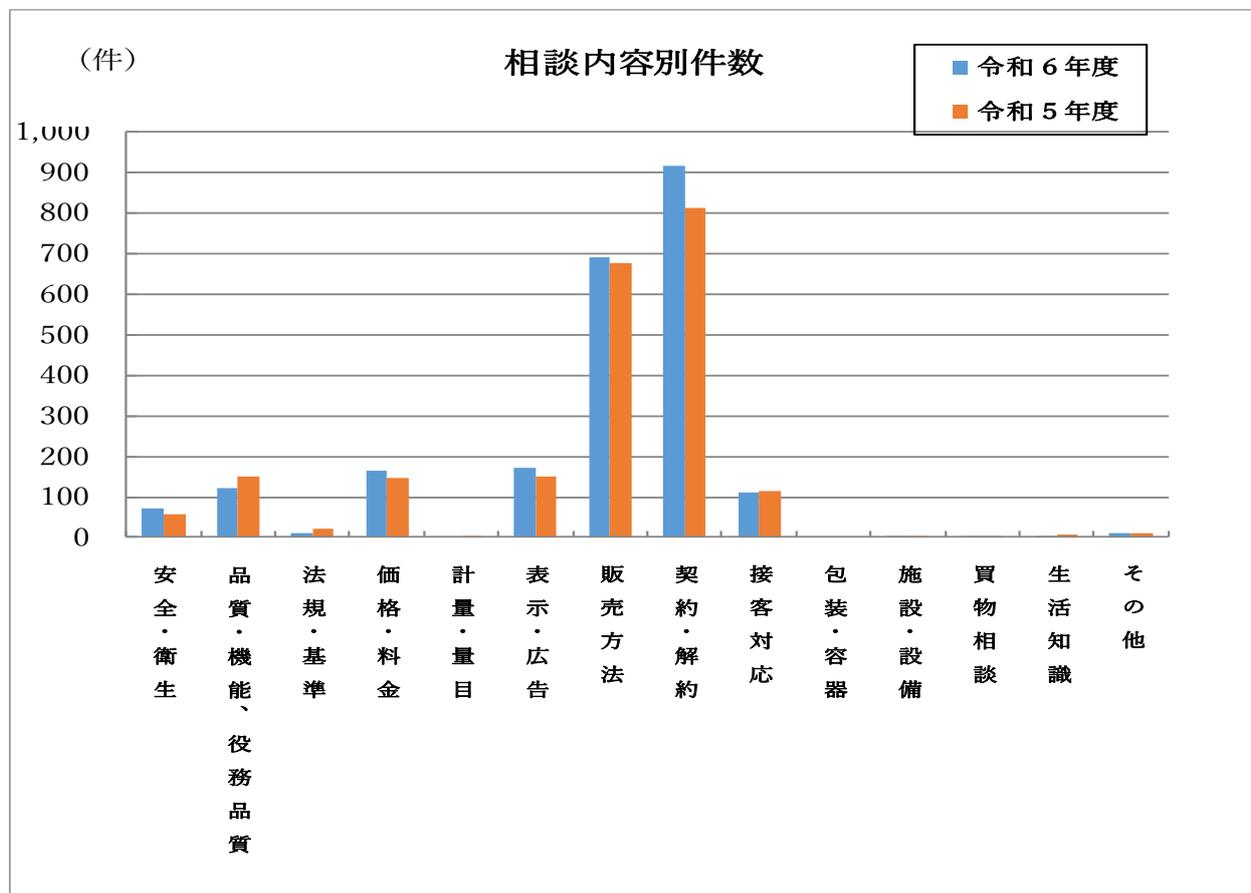


相談内容別件数（内容項目は複数集計）

相談内容別総件数の2,265件のうち、相談内容別に分類すると「契約・解約」に関するものが最も多く 916件(40.4%)、ついで「販売方法」に関するものが 690件(30.5%)、「表示・広告」に関するものが171件(7.5%)、「価格・料金」に関するものが164件(7.2%)となっています。

(単位:件)

内容別分類	6年度		5年度	
安全・衛生	71	(3.1%)	57	(2.6%)
品質・機能・役務品質	120	(5.3%)	150	(6.9%)
法規・基準	9	(0.4%)	22	(1.0%)
価格・料金	164	(7.3%)	148	(6.9%)
計量・量目	0	(0.0%)	2	(0.1%)
表示・広告	171	(7.6%)	151	(7.0%)
販売方法	690	(30.5%)	678	(31.3%)
契約・解約	916	(40.4%)	814	(37.6%)
接客対応	110	(4.9%)	116	(5.4%)
包装・容器	0	(0.0%)	0	(0.0%)
施設・設備	1	(0.0%)	1	(0.0%)
買物相談	1	(0.0%)	5	(0.2%)
生活知識	1	(0.0%)	8	(0.4%)
その他	11	(0.5%)	12	(0.6%)
総件数	2,265	(100%)	2,164	(100%)



2 クーリング・オフガイド

(1) クーリング・オフ制度とは

クーリング・オフ制度とは、訪問販売などで契約した場合、契約（申込）のための書面を受け取った日を含めて一定期間内であれば、消費者は無条件で契約の解除（申込の撤回）ができるという消費者保護のための制度です。

(2) クーリング・オフできる販売方法の一例（特定商取引法）

●訪問販売



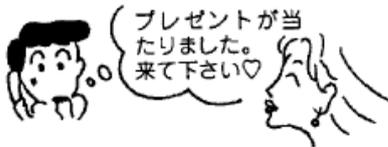
●キャッチセールス

アンケートなどと言って、街頭で呼び止め事務所や喫茶店でエステや化粧品品の契約



●アポイントメントセールス

電話で事務所に呼び出され高額商品や役務の契約



●SF 商法

閉鎖的な場所に呼び込んで無料で日用品等を配り、気分をあおり高額な羽毛布団等を契約



●電話勧誘販売

資格法が典型的。職場・自宅にしつこく電話をかけてきて教材の契約を迫る



●特定継続的役務提供

- ・エステティックサービス
- ・外国語会話教室
- ・学習塾
- ・家庭教師等の在宅学習
- ・パソコン教室
- ・結婚相手紹介サービス



●マルチ商法(連鎖販売取引)

商品やサービスを契約して、次は自分が買い手を探し、次々に販売組織に加入させ、ピラミッド式に拡大させていく商法

●訪問買取り

不用品を買うと電話がかかってきたが実際は貴金属の買い取りをせまる



●内職商法（業務提供誘引販売）

仕事に必要と言い、高額な機械や教材、パソコンソフト等契約



(3) クーリング・オフ期間（特定商取引法）

●契約書面を受け取ってから8日間

訪問販売・キャッチセールス・アポイントメントセールス・SF商法・電話勧誘販売・特定継続的役務提供

●契約書面を受け取ってから20日間

内職商法（業務提供誘引販売）・マルチ商法（連鎖販売取引）

(4)クーリング・オフの方法

- その契約を解除したい旨を
- クーリング・オフ期間内に
- 書面（内容証明郵便等送付記録が残る郵便）で販売会社に申し出ます（訪問購入の場合は購入会社）。
- クレジット契約を結んでいる場合は、クレジット会社にも**必ず同時**に出しておきます。
- 送ったことを証拠で残しておきます。（ハガキは両面コピーし、送付書等と合わせて保管）
- 2022年6月からクーリング・オフはメールでもできます！

(クレジット契約をしていない場合)	(クレジット契約をしている場合)
<p>契約解除通知書</p> <p>契約年月日 令和〇年〇月〇日</p> <p>商品名 〇〇〇〇〇</p> <p>契約金額 〇〇〇〇円</p> <p>販売会社名 〇〇株式会社</p> <p>営業所 〇〇株式会社</p> <p>担当者 〇〇氏</p> <p>右記日付の契約は解除します。なお、支払済の〇〇円を返金し、商品を引き取って下さい。</p> <p>令和〇年〇月〇日</p> <p>〇〇市〇区〇町〇丁目〇番地</p> <p>氏名 〇〇〇〇</p>	<p>契約解除通知書</p> <p>契約年月日 令和〇年〇月〇日</p> <p>商品名 〇〇〇〇〇</p> <p>契約金額 〇〇〇〇円</p> <p>販売会社名 〇〇株式会社</p> <p>営業所 〇〇株式会社</p> <p>クレジット会社 〇〇株式会社</p> <p>右記日付の契約は解除します。</p> <p>令和〇年〇月〇日</p> <p>〇〇市〇区〇町〇丁目〇番地</p> <p>氏名 〇〇〇〇</p>
あて名 □□□ □□□ 〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇クレジット株式会社 代表者様	あて名 □□□ □□□ 〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇クレジット株式会社 御中

(5)クーリング・オフすると

契約は無条件解除となります。

- 支払った代金は全額返金され、違約金などの請求はされません。
- 商品などを受け取っている場合は、送料は販売会社の負担で引き取ってもらえます。
- 工事等で建物が元の状態と変わってしまっている時は、無料で元の状態に戻すよう請求できます。

※クーリング・オフができない場合

- 3,000円未満の現金取引
- 特定商取引法で指定されている消耗品で、契約書にもその旨明記されている商品を消費した場合。また、適用除外とされている商品サービス。（乗用車など）

(6)クーリング・オフ逃れに注意

クーリング・オフを申し出たところ「理由が無ければ無理」「期間を過ぎてからハガキが着いたので無効」「使ってしまったものは返せない」などのクーリング・オフ逃れがあります。気をつけましょう。

- クーリング・オフに理由は必要ありません。
- クーリング・オフの成立日は、書面を出した日です。相手への到着日ではありません。
- 使用したものでも鍋、布団、下着など消耗品に指定されていない商品は使用料などを請求されることなくクーリング・オフできます。
- 電話で申し出ると「担当者がいないので受けられない」「説明したい」等とクーリング・オフを阻止される事があります。クーリング・オフは、書面で行いましょう。

このように事業者が嘘を言ったり、おどしたりして、クーリング・オフを妨害し、それにより誤解してクーリング・オフできなかった場合は、期間が過ぎてもクーリング・オフ扱いができるケースもあります。

3 内容証明郵便について

内容証明とは、いつ、誰が誰にどのような内容の文章を出したかを、郵便局が証明してくれるものです。相手側に自分の意思やこれまでの経過を明確に伝えたい時や、書面を発信したことや内容を証拠として残しておく必要がある場合に利用されます。

差出人は、5年以内に限り、差出郵便局の保管する謄本を閲覧し、差出されたことの証明を受け取ることができます。「書留郵便物受領証」は大切に保管してください。

(1) 持参するもの

①用紙 内容証明郵便は1枚の字数が句読点も含めて520字を超えないことという決まりがあります。

文具店で市販されている内容証明書用紙(3枚で1組)を利用するとよいでしょう。同文の書面を3通(コピーでも可)用意し、郵便局の証明印を受けて、1通は相手側に郵送され、1通は差出人に、もう1通は郵便局に保管されます。

②封筒 差出人と受取人の住所、氏名は文中の住所、氏名と同一にします。封をせずに持参。

③印鑑 訂正があった場合、認印が必要になります。

(2) 内容証明郵便の取扱い窓口(2024年10月改訂)

①習志野郵便局窓口 電話047(472)6243

平日	9:00-19:00
土曜日	9:00-15:00

②ゆうゆう窓口 電話047(475)1711

平日	8:00-19:00
土曜日	8:00-18:00
日曜日・休日	9:00-15:00

区 別	料 金
内容証明料金 謄本1枚	480円
1枚増すごと	290円
簡易書留郵便料金 (損害賠償額5万円まで)	350円
通常郵便料金(定型50g以内)	110円
配達証明料金	350円
速達郵便料金(定型250g以内)	300円

※住所: ①②とも習志野市津田沼2-5-1

※料金: 内容証明料金+簡易書留郵便料金+通常郵便料金です。必要に応じて「配達証明」や「速達郵便」扱いし、その料金が加算されます。

※同じ内容を複数カ所に出す場合。「連名」にすると「内容証明料金が」2件目より半額になります。

☆内容証明郵便の書き方

習志野花子	習志野市津田沼〇丁目〇番〇号	令和〇年〇月〇日	ください。	ください。	普通預金口座〇〇〇〇号へ振り込ん てください。	金〇〇〇円は、〇〇銀行〇〇支店	つきましては、既に支払った	の契約を解除します。	「〇〇〇(商品名)」「価格〇〇〇円)	セールスマン〇〇氏と締結した	令和〇年〇月〇日付けで、貴社	契約解除通知
-------	----------------	----------	-------	-------	----------------------------	-----------------	---------------	------------	--------------------	----------------	----------------	--------

この例文は、クーリング・オフの場合です。

4 未成年者契約の取消し

特定商取引法でクーリング・オフができなくても民法等の法律や、約款・業界の自主基準等によって契約の取り消しや解約ができる場合もあります。

たとえば未成年者(18歳未満)が契約する場合は親権者(父親、母親)の同意が必要です。同意なく未成年者が契約した時は本人や親権者が取り消すことができます。取り消された場合、原則として既に商品を受け取っていたときはそのまま返品し、代金を支払っていれば返金してもらうことができます。取り消しの通知は内容証明郵便等で行います。

※民法の改正により、2022年4月1日から成年年齢が18歳になりました。

★未成年者契約の取消し通知の書き方

●未成年者本人が出す場合(※印は代金を支払い商品を受け取った場合)

取消通知	令和〇年〇月〇日、貴社セールスマン〇〇氏と締結しました「〇〇〇(商品名)(価格〇〇〇円)の購入契約は、未成年者の私が親の同意なしで行ったものであり、取り消します。
	※つきましては、当該契約に際して支払いしました金〇〇円は、直ちに〇〇銀行〇〇支店普通預金口座〇〇〇〇号に振り込んでください。
	なお、商品は早急にお引き取り下さい。
	い。
	令和〇年〇月〇日
	習志野市津田沼五丁目十二番十二号
	習志野花子
	〇〇〇〇市〇〇〇町〇〇番地
	〇〇〇株式会社

●未成年者が行った契約を親権者が取り消す場合

取消通知	令和〇年〇月〇日、貴社セールスマン〇〇氏と、私の子供〇〇〇との間で締結された「〇〇〇(商品名)(価格〇〇〇円)の購入契約は、未成年者が親の同意を得ずに行った行為であり、親権者として取り消します。本人も取り消しを望んでおり、もちろん支払い能力もありません。
	※つきましては、当該契約に際して支払いしました金〇〇円は、直ちに〇〇銀行〇〇支店普通預金口座〇〇〇〇号に振り込んでください。
	なお、商品は早急にお引き取り下さい。
	い。
	令和〇年〇月〇日
	習志野市津田沼五丁目十二番十二号
	習志野太郎
	〇〇〇〇市〇〇〇町〇〇番地
	〇〇〇株式会社

しかし、次のような場合などは取り消しができませんので注意してください。

- ①未成年者が相手に対し、自分は成年であると信じ込ませた場合
- ②親から自由に使うことを許されている金額の範囲内の場合(小遣いなど)
- ③未成年者の時に契約をして、成年になっても代金の支払いを続けた場合
- ④婚姻経験がある場合→未成年であっても婚姻の経験がある者(離婚した場合を含む)
- ⑤許可された営業に関して契約した場合

5 家庭用品品質表示法等による立入検査

家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、電気用品安全法に基づき、消費者が買物をするときに役立つよう適正な品質表示がされているか、店頭での立入検査を行っています。

令和6年度立ち入り結果

検査項目	検査品目	店舗数 調査品目	検査要件	検査結果
消費生活用製品安全法第41条第1項又は第2項に基づく立入検査	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用圧力がま、家庭用圧力なべ ・石油ストーブ ・乗車用ヘルメット ・携帯用レーザー応用装置 ・ライター ・登山用ロープ 	12店舗 対象品目 12品目 検査品目 6品目 検査機種数 83機種	特定製品に対するPSマークの有無と表示が適正になされているか。  	違法件数 0件
家庭用品品質表示法第19条第3項に基づく立入検査	<繊維製品> 30品目 コート、ズボン、スカート他 <合成樹脂加工品> 8品目 たらい・バケツ・洗面器及び浴室用の器具、食事用・食卓用又は台所用の器具他 <電気機械器具> 17品目 電気毛布、ジャー炊飯器、電子レンジ、電気パネルヒーター、コーヒー沸器他 <雑貨工業品> 28品目 ティッシュペーパー及びトイレットペーパー、障子紙、衣料用・台所用又は住宅用の漂白剤、塗料、浄水器、鍋、湯沸かし、椅子他	16店舗 83品目 164機種	品質表示が適正に表示されているか。店舗側の表示に対する意識等は正しいかどうか。	違法件数 0件
電気用品安全法第46条第1項に基づく立入検査	<ul style="list-style-type: none"> ・延長コード、直流電源装置、リチウムイオン蓄電池、蛍光ランプ、LED ランプ、電子レンジ、電気冷蔵庫、空気清浄機、電気アイロン、電気掃除機、毛髪乾燥機、扇風機、電気ストーブ、電気ジャー、ジューサーミキサー、電磁誘導加熱式調理器、電気ホットプレート、電気トースター、電気コーヒー沸器、電気加湿器、電気湯沸器、電気こたつ、電気洗濯機、電気乾燥機他 	11店舗 42品目 検査機種数 424機種	電気用品に対するPSEマークの表示と長期使用製品安全表示の有無が適正になされているか。  	違法件数 0件

6 多重債務問題対策

国は、我が国の消費者金融の利用者は、少なくとも 1,400 万人、多重債務者は 200 万人を超える
と指摘し、これらの多重債務者を救済するために、多重債務問題改善プログラムを策定し、国、都道
府県、市町村が取り組むべき施策、役割を明確にしました。これを受け、千葉県では「千葉県多重債
務問題対策本部」を設置し対策の強化を図っています。

習志野市においても、平成19年度に「習志野市多重債務問題対策庁内連絡会」を設置し、各関係
部署間の連携を密にし、多重債務者の掘り起こし、相談窓口への誘導等の取り組みを行っています。
また、平成21年9月より「司法書士による債務相談(多重債務相談専用)」窓口を設置し、予約なしで
の相談を受けています。(平成24年度より名称を「司法書士による登記・後見・債務相談」に変更し
ました。)

平成24年度からの新たな取り組みとして、千葉県弁護士会と「クレジットサラ金相談の団体配点名
簿の配布にあたっての協定書」を締結し、相談員が速やかに且つ直接弁護士に相談予約ができるよ
うになりました。

○習志野市多重債務問題対策庁内連絡会 (平成20年 2月 7日設置)

<構成員>

市民広聴課長(消費生活センター長兼務)、税制課長、国保年金課長、介護保険課長、
健康支援課長、高齢者支援課長、生活相談課長、障がい福祉課長、住宅課長、
こども保育課長、子育て支援課長、学校教育課長、社会福祉協議会地域福祉推進課長

<会議開催>

平成19年度 第1回会議 (平成20年2月) ・庁内連絡会立ち上げ ・多重債務の現状
第2回会議 (平成20年3月) ・具体的対策について
平成20年度 第1回会議 (平成20年7月) ・相談件数及び概要について、千葉県の動向
・相談員による講義
平成21年度 第1回会議 (平成21年7月) ・調停制度について
平成22年度 第1回会議 (平成22年6月) ・平成21年度の相談実績報告等について
・相談員による消費生活講座
平成23年度 第1回会議 (平成23年9月) ・平成22年度の相談実績報告等について
・相談員による消費生活講座
平成24年度 第1回会議 (平成24年9月) ・平成23年度の相談実績報告等について
・弁護士による講義・意見交換会
～多重債務問題の現状と連携の必要性～

平成25年度～令和6年度 庁内連絡会の開催なし

★多重債務は解決できます。ひとりで悩まず相談しましょう。

○消費生活相談

電話相談及び来所相談(受付 15:30 まで)

月曜日～金曜日及び第2土曜日

(土曜日(第2土曜日を除く)、日曜日、祝日、年末年始を除く)

TEL 047-451-6999 9:30～16:00

○司法書士による登記・後見・債務相談(多重債務相談)

予約不要

日 時 : 毎月第1木曜日・午前10時から正午・午後1時～午後2時30分(祝日は休)

場 所 : 市庁舎分室(サンロード津田沼6階) 市民相談室

受 付 : 午前10時から午後2時

Ⅲ 消費者啓発

消費者が自主性をもって、健全で合理的な消費生活を営むことができるよう、各種啓発を行っています。

1 啓発用パネル展示、パンフレットの配布

- (1) 相談窓口、消費生活パネル展等において啓発用パンフレット、冊子の配布及びパネルの展示を行っています。

2 広報紙等掲載による周知啓発

- (1) 「消費生活メモ」奇数月15日に広報習志野と習志野市ホームページに掲載し、悪質商法や消費者問題の解決等の暮らしの情報を提供しています。

掲 載 日	掲 載 テ ー マ
令和 6 年 5 月 15 日号	スポーツジム等の契約トラブルに 遭わないために
7 月 15 日号	害虫駆除のトラブルに要注意！ 害虫が増える季節です。 駆除を業者に依頼する時は、 高額請求トラブルに要注意
9 月 15 日号	著名人を名乗っての投資の勧誘にご注意！
12 月 1 日号	返金詐欺に注意!! 「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑って！！
令和 7 年 1 月 15 日号	海外からの電話 『+』(プラス)で 始まる電話番号に要注意！
3 月 15 日号	きっかけは訪問購入？犯罪まがいの深刻なトラブルにご注意を！

- (2) このほか、年に1回(2月1日号)に「消費生活センターからのお知らせ」を掲載し、消費生活センターの周知を図っております。

5月15日号

消費生活

メモ



困った時はご相談を！

消費生活センター
047(451)6999

スポーツジム等の契約
トラブルに遭わないために

体力・健康増進のためスポーツジム等を利用する人が増えています。

スポーツジム等の利用料金は銀行などの口座引き落とし、あるいはクレジットカードからの引き落としによる支払いが多くみられます。

相談1

3カ月前に子どもが通うスイミングスクールの解約手続きをしたはずが、クレジットカードから料金の引き落としが続いていた。

アドバイス1

消費者が解約の希望を伝えたものの、正式に解約できていないまま料金の引き落としが続くケースが見られます。プランによっては解約に条件があり、ただちに解約できない場合がありますので、契約する前に解約時(休会時・退会時)の連絡先や条件、手続き方法を

どについて確認しましょう。

相談2

オンラインヨガ教室の無料お試しキャンペーンに申し込んだら、通常プランに自動更新され、月会費が引き落とされていた。無料登録のみのつもりだったので返金してほしい。

アドバイス2

ある一定の期間、無料体験やお試しプランを利用したのトラブルです。体験やお試しプラン終了後に契約が自動更新されることについて消費者が認識していないケースがみられます。スポーツジム等、店舗やオンラインで申し込んだ契約は原則クーリング・オフできません。無料お試しキャンペーン等を利用する場合は、申し込みをする前に自動更新の有無や解約方法などについて確認しましょう。

●お困りの際には、お早めに消費生活センターへご相談ください。



7月15日号

消費生活

メモ



困った時はご相談を！

消費生活センター
047(451)6999

害虫駆除のトラブルに要注意！
害虫が増える季節です。駆除を業者に依頼する時は、高額請求トラブルに要注意！

相談

自宅のベランダにハチの巣を見つけたのでインターネットで検索した業者に駆除を依頼したところ、巣の除去の他に薬剤散布などさまざまな名目で15万円の高額な請求をされた。

アドバイス

①インターネットに掲載されている料金をうのみにしない
作業料金は現場の状況により異なるため、100円〜などの金額表示をうのみにしないようにしましょう。

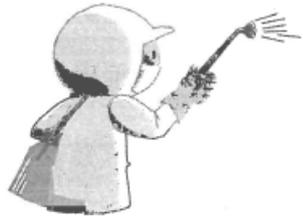
②害虫を見つけて作業を依頼する際は、作業内容などを確認する
最初に連絡した際に、作業内容、出張費、キャンセル料などを確認しましょう。

「金額は現地を見ないとわからない」と言われても、大体の相場を聞きましょう。

③事前に複数の業者から見積もりを取る
作業を依頼する前にあらかじめ見積もりを取っておき、金額の根拠を確認しましょう。業者から追加の作業を提案された時は、必要性を考えて判断しましょう。

④インターネットの検索上位は優良な業者という意味ではありません。
検索上位のページは、スポンサー企業などの場合があるので注意しましょう。

来訪後に、インターネット等の表示額や事前に聞いた金額とかけ離れた高額な請求をされた場合、訪問販売に該当し、クーリング・オフできる可能性があります。お困りの際は、お早めに消費生活センターへご相談ください。



困った時はご相談を！

消費生活

メモ



消費生活センター
047(451)6999

著名人を名乗っての投資の勧誘にご注意！

SNSをきっかけとして、著名人を名乗ったり、つながりを示したりして投資を勧誘されたというトラブルが急増しています。「著名人が主催する投資の勉強会」や「著名人が投資の手順を教える」といった文句で勧誘し、投資の名目で振り込みをしたものの、「追加費用を支払わないと出金できない」と言われたり、「相手と連絡が取れなくなる」等の被害が発生しています。

相談

有名経済評論家が主催する投資相談のSNS広告に投資の成功体験が掲載されていたので、広告に従いたいと思っていたので、広告に従いメッセージアプリへ登録した。登録後、アシスタントを名乗る人物から短期で値上がりする投資話のメッセージが届き、有名経済評論家の情報であれば信用できると思ったので、100万円を指定の口座に振り込んだ。

後日、100万円では利益が少ないと言われ、2回に分けて追加で1,000万円を振り込んだ。運用状況では利益が出ているが、出金には手数料と税金で1,300万円必要と言われた。

アドバイス

SNS上の広告は審査が不十分なものも多く、消費者を信用させるために著名人の名前や画像を無断で掲載しているものがあります。安易に信じるトラブルに巻き込まれる可能性がありますので、まず疑ってみるようにしましょう。

掲載されている著名人の公式SNS等に「なりすまし被害」に関する情報などが掲載されていることがありますので、確認してみましょう。

投資の振込先として個人名義の口座を指定されたら、詐欺の可能性が高いです。絶対に振り込まないようにしましょう。

この様な事例では、一度振り込んでしまうと、そのお金を取り戻すのは困難です。振り込む前によく調べる事が大切です。

お困りの際には、お早めに消費生活センターへご相談ください。

困った時はご相談を！

消費生活

メモ



消費生活センター
047(451)6999

返金詐欺に注意!!

「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑って

〇〇ペイ等のコード決済サービスを悪用して、金銭をだまし取る手口に関する相談が寄せられています。ネットショッピングで商品を購入した消費者が販売業者から「欠品のため、コード決済アプリを使って返金する」と言われ、手続きを誘導されるうちに「返金」してもらおうはずが、いつの間にか「送金」してしまったというトラブルです。

相談

インターネット検索で見つけたサイトで洋服を注文し、代金は指定された銀行口座に振り込んだ。後日、販売業者から「在庫がないので返金処理する」と連絡があり、返金手続きのために販売業者のLINEアカウントを友だち登録した。販売業者に「〇〇ペイで返金する。返金コード『99980』を入力すると支払った代金が返金される」と言われたので、送られたQRコードを読み取り、指示された『99980』を入力した。

しかし、返金はされず、逆に自分から販売業者に99,980円を送金してしまった。返金してほしい。

アドバイス

商品代金を銀行振込などで支払っているのに、支払いに利用していないコード決済アプリで返金するのは不自然です。販売業者から「〇〇ペイで返金する」と連絡が来た場合には、指示に従わず、消費生活センターに相談してください。被害に遭ってしまった場合は、すぐにコード決済サービス業者に申し出て、警察にも相談してください。

販売業者から指示されるままにコード決済アプリの操作をして相手に送金しているので、現状ではコード決済事業者の規約上、補償が受けられないことが多いです。

通販サイトを利用する時には、販売業者の所在地や連絡先、販売責任者など販売業者の情報をしっかりと確認しましょう。ブランド品やメーカー品で価格が通常より安い、支払方法が銀行振込や電子マネーに限定されている、振込先の銀行口座名義が個人名である等は詐欺サイトの恐れがあるので事前にチェックして被害に遭わないようにしましょう。

お困りの際には、お早めに消費生活センターへご相談ください。

消費生活

メモ



困った時はご相談を！

消費生活センター
047(451)6999

海外からの電話「+」(プラス)で始まる電話番号に要注意!

「電話に出たら、いきなり外国語のアナウンスが流れた」

「+」から始まる番号が着信履歴に残っていた」

「+」から始まる電話番号からかかってきた電話に折り返したら高額な通話料を請求された」等の相談が多く寄せられています。

「+」から始まる番号からの着信はほとんどが海外からかかってくるものです。中には特殊なアプリを使用して、海外からの電話を装っているものもありますが、どちらの場合もほとんどは詐欺や迷惑電話です。

相談1

自宅の固定電話には番号表示がないため、宅配業者だと思い電話に出たところ、相手が外国語で一方的に話し出した。不審に思い電話を切ったが、またかかってこないか不安である。

アドバイス1

不審な電話に出ることを防ぐための方法としては、着信番号を表示するナンバーディスプレイ対応機器の設置、非通知の電話にガイダンスで応答するナンバーリクエストや、通

信会社の提供する詐欺的電話・迷惑電話をブロックするサービスの利用、防犯用電話録音機器など専用機器の使用があります。

また、身に覚えのない電話番号からの着信は留守番電話にするなどして対応しましょう。

相談2

携帯電話に「+」から始まる電話番号の着信履歴があったので、折り返し電話をした。

長時間の自動音声案内が流れ、最後まで聞いていたら後日、高額な電話料金を請求された。

アドバイス2

「+」から始まる電話番号に折り返し電話をすると、海外への通話となり、高額な料金を請求されることがあります。

身に覚えのない電話番号からの着信に出たり、折り返しの電話をしたりしないようにしましょう。

不審な電話番号からの着信が続く時は、着信拒否や着信履歴の削除を検討しましょう。

固定電話には、海外との電話(発信・着信)を休止できる手続きがあります。海外との通話の必要がない人は休止を検討してください。

国際電話不取扱受付センター
0120(210)364

お困りの際には、お早めに消費生活センターへご相談ください。

消費生活

メモ



困った時はご相談を！

消費生活センター
047(451)6999

「訪問購入? 犯罪まがいの深刻なトラブルに注意!」

購入業者が自宅に来て物品を買い取る、いわゆる訪問購入の犯罪まがいの深刻なトラブル事例が寄せられています。日中、在宅している高齢者が被害に遭うケースが多いのでご注意ください。

相談1

自宅に一人でいた時、突然訪問してきた購入業者に「不用品を買い取ります」と言われたので、集めていた切手帳を2万円で購入した。その後「貴金属はありますか」と言われたので、大事にしていた金やダイヤのアクセサリーを見せたが、5分ほどその場を離れた間に購入業者はいなくなり、アクセサリーが持ち去られてしまった。契約書はなく、購入業者は分からない。

相談2

購入業者から電話で「不用品を買い取ります」と勧誘を受け、来訪を了承した。未使用の贈答品などを用意して待っていたが、来訪した購入業者からは「貴金属はありませんか」と言われた。貴金属

はないと断ったが引き下がらず、身に付けていた指輪を外すよう迫ってきたので怖い思いをした。

アドバイス

「相談1」は購入業者が突然訪問してきたケースですが、訪問購入は特定商取引法で規制されており、依頼していないのに購入業者が突然訪問して買い取りをすることは禁止されています。

「相談2」は購入業者が前もって電話で勧誘した後、訪問をしたケースです。この場合、購入業者が訪問することは禁止ではありませんが、消費者が事前に承諾していない物品の売却を求めるとはできません。

突然訪問してくる購入業者は家に入れないようにしましょう。購入業者が事前に電話で勧誘してきたても「貴金属はありませんか」などと、当初とは違う物品の買い取りを求めてきた場合にはぎっぴりと断りましょう。

買い取りをしてほしいものがある場合は、一人では断りせず、家族や知人に立ち会ってもらいましょう。

訪問購入業者は契約書を交付する義務があるため、必ず契約書を受け取りましょう。訪問購入は、契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフすることができます。

お困りの際には、お早めに消費生活センターへご相談ください。

4 まちづくり出前講座等

消費者が悪質商法にあわないための出前講座を、消費生活相談員が講師として開催しました。

開催日	テーマ	対象	受講者数
4月3日	千葉県発行の冊子「オトナ社会へのパスポート」をもとに講義。 講義は事前に収録。収録した内容をオンライン授業として配信	日本大学生産工学部学生	481
5月1日	(高齢者向け)悪質商法や詐欺に遭わないための講話	新習志野公民館寿学級	30
6月16日	(高齢者向け)高齢者に多い相談事例とその対処法	ならしのオレンジテラス 袖団カフェ	33
6月28日	(高齢者向け)かしこい消費者になりましょう 1. 消費生活センターで受けた相談件数の推移 2. 世代別(高齢者・若者・幅広い年代)の多い相談事例と対処法 3. 消費生活センターとしての消費者啓発	習志野市社会福祉協議会 大久保支部	22
6月29日	(高齢者向け)これって何か変?最近の消費者被害と対処法	習志野市社会福祉協議会 袖ヶ浦支部	23
9月10日	(高齢者向け)高齢者に多い相談事例	屋敷高齢者相談センター	高齢者の交流(いこいの場)
9月18日	とその対処法		高齢者の交流(こすもす会)
10月29日	(一般向け)消費者力をつけるため	習志野市新規採用職員	64
2月6日	(高齢者向け)これって何か変?最近の消費者被害と対処法	東習志野高齢者相談センター シニア塾(そなうれ)	7
3月18日	(高齢者向け)高齢者に多い相談事例とその対処法 クーリング・オフはがきの書き方実践	袖ヶ浦4丁目 なぎさふれあいサロン	13
計	10回		706

☆その他の講座

1月31日	高齢者の消費関連被害の現状と特徴 その他	習志野市高齢者見守りネット ワーク協力事業者連絡会	27
-------	----------------------	------------------------------	----

5 令和6年度 習志野市消費生活パネル展

期間：令和6年10月7日(月)～10月10日(木)

場所：習志野市役所1階展示スペース

主催：習志野市

○出展団体及びテーマ

団体名	テーマ等
習志野市消費生活研究会	2023・24夏 世界平均最高気温更新 足下の暮らし見直し 次世代と ともに!
生活協同組合コープみらい	私たちのエンカル
一般財団法人 関東電気保安協会千葉事業本部	電気の安全と省エネルギー
千葉県行政書士会葛南支部	「あなたの街の法律家」による生活支援
一般社団法人 習志野市薬剤師会	暮らしに役立つ「くすり」の知識
津田沼中央総合病院	骨粗しょう症と骨折 ～骨粗しょう症を予防し骨折しにくい体をつくろう～
習志野市高齢者相談センター	住み慣れたまちでいつまでも
習志野市企業局	ガス・水道・下水道コーナー
習志野市消費生活センター	消費生活のあれこれ

令和6年度 習志野市消費生活パネル展（於：習志野市役所 1階展示スペース）



☆パネル展正面



☆習志野市消費生活研究会



☆生活協同組合コープみらい



☆関東電気保安協会千葉事業本部



☆千葉県行政書士会葛南支部



☆習志野市薬剤師会



☆津田沼中央総合病院



☆習志野市高齢者相談センター



☆習志野市企業局



☆習志野市消費生活センター



☆パネル展正面全景



☆見学風景

IV 計量器定期検査

適正な計量の実施を確保するため、計量法第19条に基づき、事務所・商店・医院・学校等で営業用や証明用に使用されている計量器は、2年に1回定期検査を受けなければなりません。検査は、千葉県計量検定所に協力して、指定した検査場所にて、持込みにより行う集合検査と、容量が大きいなどの理由により、計量器の置かれている事業所で行う所在場所検査に分けて実施しています。

令和6年度は該当年ではないことから実施しませんでした。

定期検査の対象となる特定計量器（はかり）の例

- ・量り売りをする際に行う計量
- ・スーパー、商店などで、物品の重さを表示して販売する際の計量
- ・薬局で、薬の調剤をする際に行う計量
- ・宅配便の受付の際に、送料を定めるために行う計量
- ・病院・学校などで体重測定を行い、その数値を健康診断書や母子手帳などに記して報告するために
行う計量

定期検査の検査方法

1. 指定場所検査(集合検査)

千葉県知事が定める日時・場所において行われる検査です。指定会場に計量器を持ってきていただき検査を行います。

2. 所在場所検査

計量器の数が多かったり、大型であったり、建物に据え付けてあって取り外しができない場合等は、その事業所で検査を受けることができます。ただし、この場合は検査手数料の他に別途費用(検査員の出張旅費等)がかかります。

3. 計量士による代検査

登録された計量士による代検査制度により、受検者の希望する日時・場所等で検査を受けることができます。(検査手数料は、集合検査と比べて高額となります。)

問い合わせ先 千葉県計量検定所 電話:043(251)7209

V 資料

習志野市消費生活センターの設置並びに組織及び運営等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条第2項及び第10条の2第1項の規定に基づき、習志野市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）の設置並びに組織及び運営並びに情報の安全管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、法第10条第2項の規定に基づき、消費生活センターを設置する。

(名称及び位置)

第3条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	習志野市消費生活センター
位 置	習志野市津田沼5丁目12番12号

(消費生活センター長及び職員)

第4条 消費生活センターに、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センター長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置く。

(消費生活相談員の配置)

第5条 消費生活センターに、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くものとする。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第6条 市長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じるものとする。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

第7条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

第8条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

習志野市消費生活センターの設置並びに組織及び運営等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、習志野市消費生活センターの設置並びに組織及び運営等に関する条例（平成28年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開所時間及び相談時間)

第2条 習志野市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）の開所時間及び相談時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 開所時間 午前8時30分から午後5時00分まで
- (2) 相談時間 午前9時30分から午後4時00分まで

(休所日)

第3条 消費生活センターの休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所日を定めることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日（第2土曜日を除く。）
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(業務)

第4条 消費生活センターは、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第8条第2項各号に定める事務のほか、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法第12条第1項及び第2項に基づく消費者事故等の発生に関する情報の通知に関すること。
- (2) その他市長が特に必要と認めた業務

(消費生活相談員の事務)

第5条 消費生活相談員は、法第8条第2項第1号及び第2号に掲げる事務のほか、次に掲げる事務に従事する。

- (1) 消費者安全の確保（法第2条第3項の消費者安全の確保をいう。以下同じ。）のための啓発及び教育に関すること。
- (2) 消費者安全の確保のために必要な情報の収集に関すること。
- (3) その他市長が特に必要と認めた事務

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

☆ 消費生活相談

商品やサービスの苦情・問合せ、契約をめぐるトラブルについてお気軽にご相談ください。
相談員が皆さんと共に考え、解決のためのお手伝いをします。
ご相談は、主に電話でお受けしていますので、何か問題のある時は早めにご連絡ください。

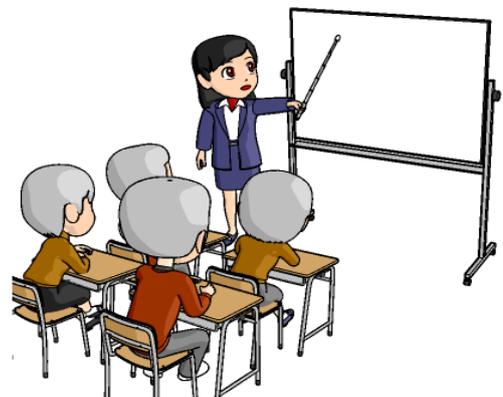
- ・相談日 月曜日から金曜日及び第2土曜日(祝日・年末年始除く)
午前9時30分から午後4時まで
- ・相談員 消費生活相談員
- ・相談場所 習志野市消費生活センター
習志野市津田沼5-12-12
サンロード津田沼4階
電話 047(451)6999(相談専用)



☆まちづくり出前講座

消費生活相談員があなたの町会・サークル・事務所・学校等に出向き、悪質商法の被害を未然に防ぎ、かしこい消費者になるための講座を開きます。

- ・講座内容 最近の被害例と対処法(一般・高齢者・若者向)
悪質商法、架空・不当請求、敷金返金、多重債務など
- ・時間 市役所開所日の午前10時から午後4時までの時間帯で、原則1回2時間以内
- ・場所 会場は申込者が確保してください
- ・費用 講師の派遣に要する経費等については無料です
- ・問合せ 習志野市消費生活センター
電話 047(489)5230



習志野市消費生活センター

〒275-0016

千葉県習志野市津田沼5-12-12

習志野市役所庁舎分室(サンロード津田沼)4階

電話番号 047(489)5230

047(451)6999(相談専用)